

平成25年度 母子家庭等医療費助成制度 所得制限基準額について

福祉医療費助成制度は、制度ごとに所得制限が設けられています。平成25年7月1日以降、平成24年分の所得が下記の所得制限基準額未満の場合に受給することができます。平成24年度から個人住民税の16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、算定に際しては、(19歳から22歳までの)特定扶養親族がある場合と同様に、所得制限基準額に1人につき15万円を加算します。

■所得制限基準額

母子家庭等医療では、『福祉医療の認定に用いる所得』を用いて所得制限の判定を行います。

所得制限基準額は、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算します(下記所得制限基準額参照)。

所得制限基準額D

扶養人数	母等扶養義務者
なし	1,920,000円
1人	2,300,000円
2人	2,680,000円
3人	3,060,000円
4人	3,440,000円
5人	3,820,000円

※ 児童扶養手当法第9条を準用

各種の控除

障害・勤労学生控除	定額 270,000円
特別障害者控除	定額 400,000円
社会保険料・生命保険料相当額控除	定額 80,000円
配偶者特別控除	市民税での実額
雑損控除・医療費控除・ 小規模企業共済等掛金控除	市民税での実額

『福祉医療の認定に用いる所得』とは、総所得金額の合計額(各収入金額から必要経費(相当額)を控除した額の合計額)から、各種の控除額を控除した後の金額のことで、(『福祉医療の認定に用いる所得』には、株式等にかかる譲渡所得のうち上場株式等にかかる所得は含みません。また、譲渡所得は特別控除前の金額で判定します。)

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の所得制限基準額に当該老人控除配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算してください。特定扶養親族(16~23歳未満)がある場合については1人につき15万円を加算してください。